

## 8. 「空白地域」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電 <sup>(注1)</sup> のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費 <sup>(注2)</sup>	定額

注1：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。  
主に急速充電設備が利用されることが多い。

注2：V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。  
放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

### 8-1. 「空白地域への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 原則、設置する充電設備は、急速充電設備であること。
- (2) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- (3) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (4) 充電場所を示す案内板を空白地域の入口に設置すること。  
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (5) 施設（新築・既存）は、上記（2）～（4）の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。
- (6) 空白地域における電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、半径15Km圏内に急速の公共用充電設備が設置されていないこと。（なお、高速道路SA・PA等に設置されている急速充電設備は含まない。）
- (7) 主要道路（国道県道等の幹線道路）において、設置する充電設備を24時間稼働する施設であること。（なお、地方公共団体の庁舎等は含まない。）

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速 充電設備 (注1)	普通 充電設備 (注2)	V2H 充電設備 (注3)	充電用 コンセント	充電用コンセ ントスタンド
設置基数の 目安	1基	2基	2基	2基	

注1：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。

注2：普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注3：V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、V2H充電設備は選択できない。

## **8－2. 特有の提出書類**

空白地域への充電設備設置事業に申請する場合、特有の提出書類はありません。

## **8－3. 設置事業計画の申告**

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

### **(1) 設置する施設等の説明**

- ・ 施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
- ・ 施設に面する公道名を入力してください。（国道XY線等）
- ・ 施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。

### **(2) 設置計画**

- ・ 充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
- ・ 設置資金の調達方法を申告してください。
- ・ 充電設備が24時間利用可能か入力してください。

### **(3) 設置の効果**

- ・ 充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
- その想定した利用回数の考え方を申告してください。